

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。）の規定に基づき、知事の保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の2 条例第2条第4号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

ロ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）

ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(社会的差別の原因となるおそれのある個人情報)

第2条 条例第6条第4項に規定する社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものは、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域に居住し、又は居住していたことその他その地域の出身であることに関する個人情報とする。

(登録を要しない個人情報を取り扱う事務)

第3条 条例第14条第1項第3号に規定する実施機関が定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 県又は国、独立行政法人等（条例第 2 条第 9 号に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（同条第 1 号に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る個人情報のうち職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員又は職員であった者に係る人事、給与等に関する事務
- (3) 刊行物等で一般に入手し得るものを取り扱う事務
（個人情報取扱事務の登録）

第 4 条 条例第 14 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、様式第 1 のとおりとする。

2 条例第 14 条第 2 項第 7 号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の処理形態
- (2) 特定個人情報の有無
- (3) 個人情報の経常的提供先
- (4) 外部委託の有無
（口頭により開示請求ができる保有個人情報）

第 5 条 知事は、条例第 16 条第 1 項ただし書の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を愛知県公報に登載するものとする。

（開示請求書に記載する事項等）

第 6 条 条例第 16 条第 1 項第 3 号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
 - (2) 写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。第 14 条第 5 項において同じ。）の送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 条例第 16 条第 1 項に規定する開示請求書は、様式第 2（条例第 15 条第 2 項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、様式第 2 の 2）のとおりとする。

（開示請求における本人等の証明に必要な書類等）

第 7 条 条例第 16 条第 2 項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が認める書類
- (2) 法定代理人が本人に代わって請求する場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）その他その資格を証明する書類として知事が認める書類
- (3) 本人の委任による代理人が本人に代わって請求する場合 当該代理人に係る第 1 号に定める書類及び次のいずれかの書類

イ 開示請求に係る委任状（本人に係る実印が押印されたものであって、開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）及び当該実印に係る印鑑登録証明書（開

示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。)

ロ その他その資格を証明する書類として知事が認める書類

2 条例第 16 条第 1 項に規定する開示請求書を送付して開示請求をする場合において、同条第 2 項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる場合 同号に定める書類のうち 2 以上の種類の書類の写し

(2) 前項第 2 号に掲げる場合 当該法定代理人に係る同項第 1 号に定める書類のうち 2 以上の種類の書類の写し及び戸籍謄本（開示請求をする日前 30 日以内に作成されたものに限る。）その他その資格を証明する書類として知事が認める書類

(3) 前項第 3 号に掲げる場合 当該代理人に係る同項第 1 号に定める書類のうち 2 以上の種類の書類の写し及び次のいずれかの書類

イ 前項第 3 号イに掲げる書類

ロ その他その資格を証明する書類として知事が認める書類

3 知事は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年愛知県規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により開示請求が行われるときは、第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める書類について、知事の定めるところにより、当該書類の提示又は提出を省略させることができる。

4 開示請求をした代理人（条例第 15 条第 2 項に規定する代理人をいう。以下この項において同じ。）又は知事以外の実施機関に開示請求をし、当該実施機関から条例第 24 条第 1 項の規定により知事に事案を移送した旨の通知を受けた代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を知事に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。
（条例第 17 条第 2 号ハの規則で定める職）

第 8 条 条例第 17 条第 2 号ハの規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

（開示決定通知書に記載する事項等）

第 9 条 条例第 21 条第 1 項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示の実施の方法

(2) 開示の実施に要する費用の額

2 条例第 21 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第 3

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第 4

3 条例第 21 条第 2 項に規定する書面は、様式第 5 のとおりとする。

（決定期間延長通知書の様式）

第 10 条 条例第 22 条第 2 項、第 33 条第 2 項及び第 41 条第 2 項に規定する書面は、様式第 6 のとおりとする。

(決定期間特例通知書の様式)

第11条 条例第23条、第34条及び第42条に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

(事案移送通知書の様式)

第12条 条例第24条第1項及び第35条第1項に規定する書面は、様式第8のとおりとする。

(第三者に対する意見照会における通知事項等)

第13条 条例第25条第1項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求のあった保有個人情報記録されている行政文書の名称

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第25条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、様式第9のとおりとする。

3 条例第25条第2項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第25条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

4 条例第25条第2項に規定する書面は、様式第9のとおりとする。

5 条例第25条第3項(条例第43条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

(保有個人情報の開示の実施等)

第14条 条例第26条第1項の規定による保有個人情報の開示は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第26条第1項の規定により、条例第16条第1項ただし書に規定する保有個人情報を開示する場合にあっては、閲覧の方法により行うものとする。

3 条例第26条第1項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものは、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が認める書類とする。

4 送付により開示を受ける場合において、条例第26条第1項の開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の規則で定めるものを提出するときは、当該書類は、前項の規定にかかわらず、開示請求をした者に係る運転免許証、旅券その他これらに類するものとして知事が認める書類のうち2以上の種類の書類の写しとする。

5 条例第26条第2項の規定により写しの交付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における行政文書の写しの交付の部数は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書1件につき1部とする。

6 条例第26条第2項の規定により閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示を実施する場合において、当該保有個人情報記録されている行政文書の閲覧又は視聴をする者が当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、知事は、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(電磁的記録の開示の実施方法)

第15条 条例第26条第2項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、知事が適当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- (2) 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、知事がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項第3号において同じ。）により行うことができるもの
イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの閲覧
ロ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

2 条例第26条第2項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、知事が適当と認める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) 録画テープ又は録画ディスク 当該録画テープ又は録画ディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、知事がその保有するプログラムにより行うことができるもの
イ 当該電磁的記録を用紙に出力したもの又はその写しの交付
ロ 当該電磁的記録をフロッピーディスク、光磁気ディスク又は光ディスクに複写したものの交付
(費用の負担)

第16条 条例第27条の実施機関の規則で定めるものは、前条第2項各号に定める方法又は同項ただし書に規定する方法により交付されるものの作成及び送付とする。

(訂正請求書の様式)

第17条 条例第30条第1項に規定する訂正請求書は、様式第11（条例第29条第2項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わつて訂正請求をする場合にあつては、様式第11の2）のとおりとする。

(訂正請求における本人等の証明に必要な書類)

第17条の2 第7条第1項から第3項までの規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定通知書等の様式)

第18条 条例第32条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 様式第12
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 様式第13

2 条例第 32 条第 2 項に規定する書面は、様式第 14 のとおりとする。

(訂正実施通知書の様式)

第 19 条 条例第 36 条に規定する書面（情報提供等記録の訂正の実施をした旨を通知する場合に係るものを除く。）は、様式第 15 のとおりとする。

(利用停止請求書の様式)

第 20 条 条例第 38 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、様式第 16（条例第 37 条第 2 項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、様式第 16 の 2）のとおりとする。

(利用停止請求における本人等の証明に必要な書類)

第 20 条の 2 第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止決定通知書等の様式)

第 21 条 条例第 40 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 様式第 17

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 様式第 18

2 条例第 40 条第 2 項に規定する書面は、様式第 19 のとおりとする。

(諮問の通知の様式)

第 22 条 条例第 43 条の 2 第 3 項の規定による通知は、様式第 20 により行うものとする。

(条例第 49 条の実施機関が定める法人の公表)

第 23 条 知事は、条例第 49 条の規定により法人を定めたときは、当該法人の名称を愛知県公報に登載するものとする。

附 則（平成 17 年 3 月 8 日規則第 10 号）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて提出されている請求書その他の書類は、改正後の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 49 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日規則第 12 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 2 日規則第 55 号）

1 この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条中知事の保有する個人情報の保護等に関する規則第 4 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に 1 号を加える改正規定及び同規則様式第 1 の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定による改正後の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（以下「新規則」という。）第 7 条（新規則第 17 条の 2 及び第 20 条の 2 において準用する場合を含む。）並びに第 14 条第 3 項及び第 4 項の規定は、この規則の施行の日以後になされる開示請求、訂正請求及び利用停止請求について適用し、同日前になされた開示請求、訂正請求及び利

用停止請求については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の規定に基づいて作成されている自己情報開示請求書、自己情報訂正請求書及び自己情報利用停止請求書の用紙は、愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第15条第2項、第29条第2項又は第37条第2項の規定により本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合を除き、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成28年3月29日規則第40号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第17号）

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年10月17日規則第38号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年愛知県条例第36号）附則第2項の規定により同条例による改正後の愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号）第14条第2項第6号に掲げる事項を登録するまでの間における当該個人情報取扱事務に係る個人情報取扱事務登録簿の様式については、改正後の知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（以下省略）